

○文部科学省告示第百二十四号

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

文部科学大臣臨時代代理

国務大臣 山口 俊一

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大學（同法第九十七条に規定する大学院及び同法第一百八条第二項に規定する短期大学を含む。）及び同法第一百十五条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法第一百十九条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程（同法第一百五条（同法第一百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であつて、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、大学等の正規の課程又は特別の課程（以下「課程」という。）であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践力育成プログラムとして認定することができる。

一 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。

二 対象とする職業に応じ、前号の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。

三 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）と連携して行う授業、双方に向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。

四 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行つてること。

五 学校教育法第百九条第一項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に定める評価を行い、その結果を公表していること。

六 教育課程の編成及び前号の評価を行うに当たり、企業等の意見を聴くための仕組みを整備していること。

七 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行つてること。

(変更等の届出)

第三条 前条の規定による認定を受けた課程を置く大学等は、当該課程の変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(実施状況の報告等)

第四条 文部科学大臣は、第二条の規定による認定を受けた課程を置く大学等に対し、当該課程の実施状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

(認定の取消し)

第五条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をした課程が廃止されたとき又は同条各号に掲げる要件のうちいづれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(告示)

第六条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則